

● 当医院は保険医療機関です。

● 個人情報保護法を順守しています。

問診票、診療録、検査記録、エックス線写真、歯型、処方せん等の「個人情報」は、別掲の利用目的以外には使用しません。

● 通院困難な患者さんには、在宅訪問診療を行っています。

● 新しい義歯(取り外しできる入れ歯)を作るときの取り扱い

新しい義歯を保険で作る場合には、前回製作時より6ヵ月以上を経過していなければできません。他の歯科医院で作られた義歯の場合も同様です。

● 当医院では診療情報の文書提供に努めています。

● 当医院では、下記の保険外併用療養費を取り扱っています。

● 金属床による総義歯の提供(料金の一部は保険から補填されます)

コバルトクロム床 240,000 円 チタン床 300,000 円

● 令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組み

後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。

先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

個人情報利用目的

◇ 院内での医療提供に必要なこと

○ 歯科医療サービスの提供 ○ 医療保険事務・保険請求明細書(レセプト)の作成 ○ 当院の管理運営業務・会計・経理・定期健診のお知らせなどによる歯科医療サービスの向上・医療安全のために必要な報告・その他、当院の管理運営業務に関する利用

◇ 院外へ、患者さんの医療情報を提供する場合

○ 歯科医療サービスのうち、・他の病院、診療所、薬局等との連携・他の医療機関等からの照会への回答・患者さんの診療のため、他の医師・歯科医師などに意見・助言を求める場合・歯科技工所への業務委託・ご家族等への病状説明 ○ 医療保険事務のうち、・保険事務の委託・審査支払機関へのレセプトの提出・審査支払機関または保険者からの照会への回答 ○ 企業等からの委託を受けて歯科健診を行った場合は、企業等へのその結果の通知 ○ 医師賠償責任保険などにかかわる医療に関する専門の団体、保険会社などへの相談または届出など

◇ 院内で、医療機関として必要なこと

○ 歯科医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料 ○ 歯科医師の臨床研修、歯科衛生士の実習への協力 ○ 医療の質の向上を目的とした症例研究